



つくばみらい市告示第59号

令和6年度つくばみらい市物価高騰支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

つくばみらい市長 小田 川



令和6年度つくばみらい市物価高騰支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）における低所得者支援として、物価高騰による影響が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税均等割が非課税の世帯に対して実施する令和6年度つくばみらい市物価高騰支援給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、令和6年度つくばみらい市物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）は、つくばみらい市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員（入国者（令和6年1月2日以降に入国した者をいう。この項及び次項において同じ。）を含む世帯にあっては、入国者を除く全員をいう。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものである世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（基準日時点で扶養者の死亡、離婚又は行方不明により不要の効力が失われた世帯を除く。）

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(3) 令和6年12月14日以降に初めて海外から転入した者のみで構成される世帯（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

2 対象世帯に基準日時点で児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この条において同じ。）がいる場合は、前項に規定する金額に児童1人につき2万円を加算する。ただし、当該児童が施設に入所しているとき又は当該児童が世帯主であるときは、この限りでない。

3 対象世帯のうち、令和6年12月14日から市長が別に定める日までの間に出生した児童がいる世帯又は対象世帯と別世帯であるが、生計同一関係にある児童がいる世帯の世帯主は、市長に申出を行い、市長が適当と認めるときは、前項の規定を適用する。

（受給権者）

第5条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難いときは、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

2 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金確認書（様式1号。以下「確認書」という。）を提出又は住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（様式第2号。以下「申請書」という。）による申請を行うものとする。

2 前項の規定により書面の送付を受けた支給対象者は、物価高騰支援給付金口座変更届出書（様式第3号。）による受給の拒否又は物価高騰支援給付金受取辞退届出書（様式第4号。）による登録口座等の変更を申し出ることができるものとする。

3 確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

（1） 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2） 窓口方式 提出者が確認書等を市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3） 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

(代理による確認書等の提出・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げるものに限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等提出等の期限)

第8条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年5月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年1月16日から適用する。

別記（第5条関係）

1 配偶者その他の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の低所得世帯給付金については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由に避難しており自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③までに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されているときなど、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

（１） 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（２） 児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第２７条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

（３） 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７３号）第１６条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（４） 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３０条第１項ただし書の規定により同法第３８条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第３０条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３６条に規定する婦人保護施設に入所している児童（２か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされ

ている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人又は代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。